

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

その笑顔 未来を照らす 道しるべ

(平成28年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われる痛ましい事件も後を絶たない状況です。

虐待の背景には不安定な家庭環境や家族関係、子育てに対する保護者のストレスの増加、社会の変化に伴う地域からの孤立など、様々な要因が潜んでいます。

国はこのような社会状況に対応するために、平成16年から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを全国的に展開しています。

本市におきましては、児童虐待の現状について理解を深めてもらうと共に、防止に向けて市民への意識啓発を図ることを目的として【児童虐待防止推進月間パネル展】ならびに【児童虐待防止講演会】を下記の通り開催します。

『子どもは社会の宝です。』子ども達のかげがえのない命を守り、育んでいくために、私たち大人が地域で出来ることは何かを共に考えましょう。

「児童虐待」は次の4つのタイプに分類されます。

【身体的虐待】

○首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする など

【心理的虐待】

○子どもの前で家族に対して暴力をふるう、きょうだい間での差別的扱い など

【ネグレクト】

○適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に放置する など

【性的虐待】

○子どもへの性交、性器や性交を見せる、性器を触るまたは触らせる など



虐待通報の内容や通報者に関する秘密は守られます！

児童虐待の通告は、法律で課せられた国民の義務となっています。万が一、内容が間違いであったとしても、責任が問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありません。安心してご連絡ください。

貴方の気づき・勇気ある通報が、子ども達、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

通報の3つのポイント

- ①子どもの泣き声が気になる。
- ②不自然な痣がある子、養育放棄されている子がいる。
- ③子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。



通報先

☆宜野湾市要保護児童対策地域協議会 児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4422(内線284・285)
(じのーんキッズ安心ネット)

☆沖縄県コザ児童相談所 ☎937-0859 ※激しい泣き声や怒鳴り声がある場合は**110番へ!**

☆おきなわ子ども虐待ホットライン ☎886-2900 <月~金/17:30~翌8:30、土日・祝日/終日受付>

※「1189番」にダイヤルすると、最寄りの児童相談所に繋がります。

児童虐待防止推進月間の取り組み

【児童虐待防止推進月間パネル展】

▶日時：11月5日(土)~20日(日)予定

▶場所：サンエー宜野湾コンベンションシティ 3階フロア

【児童虐待防止講演会】

▶日時：11月17日(木)14:00~16:00

▶場所：宜野湾市中央公民館 2階 集会場

▶講師：※調整中

問合せ：宜野湾市要保護児童対策地域協議会(じのーん安心ネット)

児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4422(内線285)